

伊丹市中規模小売店舗出店の届出に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、伊丹市における中規模小売店舗の立地に関し必要な事項を定め、その周辺の地域の生活環境および商業環境を良好に保持することにより、商業および地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中規模小売店舗 小売業（飲食業を除き、物品加工修理業を含む）を営むための一の建物（一の建物として政令で定めるものを含む。）で、その店舗面積が200平方メートル以上1,000平方メートル以下の店舗をいう。
- (2) 店舗面積 小売業を営むための店舗の用に供される床面積をいう。

(中規模小売店舗の新設に関する届出)

第3条 中規模小売店舗の新設（建物の床面積を変更し、または既存の建物の全部もしくは一部の用途を変更することにより中規模小売店舗となる場合を含む。以下同じ。）をしようとする者は、中規模小売店舗新設届出書（様式第1号）により市長に届け出なければならない。

2 前項の届出の時期は、次の各号によるものとする。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定による開発行為の許可を受けなければならない場合および伊丹市宅地開発指導要綱に該当する場合は、当該申請時
- (2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による建築確認を受けなければならない場合は、当該申請時
- (3) 前各号に該当しない場合は、中規模小売店舗の新設の工事に着手する前

(中規模小売店舗の変更の届出)

第4条 前条の届出に変更のある者は、変更届出書（様式第2号）により市長に届け出なければならない。

2 前項の届出の時期については、前条第2項の規定を準用する。

(中規模小売店舗の説明)

第5条 市長は、第3条または前条の規定による届出に関し、必要があると認められた場合は、中規模小売店舗出店事業者から説明を求めることができる。

(書類の添付)

第6条 第3条または第4条に定める届出については、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 付近見取図
- (2) 建物配置図
- (3) 建物平面図
- (4) 売場配置図
- (5) その他市長が必要と認めるもの

(定めのない事項)

第7条 この要綱に定めのない事項は、他の関係法令の例によるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成12年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年2月22日から施行する。

(様式第1号)

中規模小売店舗新設届出書

年 月 日

伊丹市長 様

出店予定者 住所

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者
の氏名 ※

(※) 本人(代表者)が、自署しない場合は、記名押印してください。
法人の場合は、記名押印してください。

電話番号

伊丹市中規模小売店舗出店の届出に関する要綱第3条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 中規模小売店舗の名称及び所在地
名称 所在地
- 中規模小売店舗において小売業を行う者の氏名及び住所
氏名 住所
- 中規模小売店舗の新設をする日
年 月 日
- 中規模小売店舗内の店舗面積の合計 店舗面積 m^2
- 中規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - 駐車場の位置及び収容台数(添付図面に図示)
面積 m^2 収容台数 台
 - 駐輪場の位置及び収容台数(添付図面に図示)
面積 m^2 収容台数 台
 - 荷さばき施設の位置及び面積(添付図面に図示)
面積 m^2
 - 廃棄物等の保管施設の位置及び容量(添付図面に図示)
容量
- 中規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(様式第2号)

変更届出書

平成 年 月 日

伊丹市長 様

出店予定者 住所

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者

の氏名 ※

(※) 本人(代表者)が、自署しない場合は、記名押印してください。
法人の場合は、記名押印してください。

電話番号

伊丹市中規模小売店舗出店の届出に関する要綱第4条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 中規模小売店舗の名称及び所在地
名称 所在地
- 2 変更した事項
(変更前)

(変更後)
- 3 変更の年月日 年 月 日
- 4 変更する理由